

児童虐待事案に係る県警との全件共有について

令和7年3月13日（木）
知事定例記者会見資料

地域創造部こども・女性局こども家庭課
高垣、伊豆蔵（内線2870、2871）

児童虐待事案に係る県警との全件共有について

目的

令和5年6月に橿原市で子どもの死亡事案が発生したことを受け、再発防止のための新たな取り組みとして、**こども家庭相談センターが保有する児童虐待事案に関する全件にわたる情報(データ)**を、直接かつ速やかに県警と共有し、迅速かつ適切な初動対応につなげる。

従来

国が情報共有の徹底を求める3類型(※)に当たる情報のうち、**こども家庭相談センターが必要であると判断した場合に県警との情報共有を電話等で実施**

- ※ア 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- イ 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ウ アの児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報



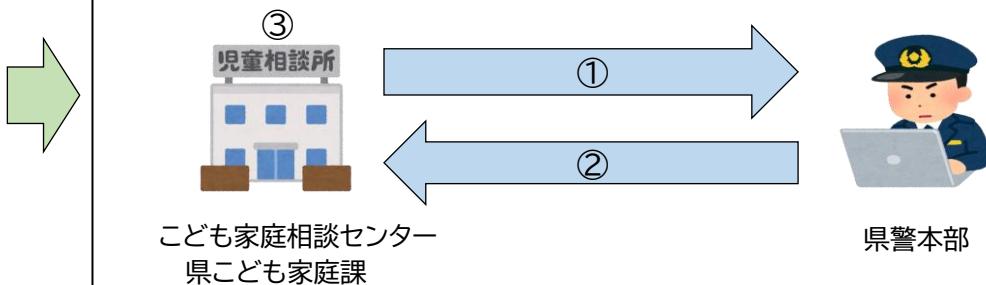
課題

上記の3類型に該当せず、緊急性がないと判断した事案については、県警も参加している市町村の要保護児童対策地域協議会で情報共有しているが、**迅速な共有ができない**。

今後（令和7年4月1日から本格的に開始（現在試行中））

- ① こども家庭相談センターが入力している児童虐待事案の情報を奈良スーパーAPIを通じて県警本部と全件共有
- ② 県警本部が奈良スーパーAPIを通じてアセスメントに資する情報をこども家庭相談センターと共有
- ③ こども家庭相談センターが②に基づきアセスメントを再評価

※緊急性の高い事案については、従来どおり電話等での迅速な共有を実施



期待される効果

- ・情報の**緊密なやりとり**及び**共有の迅速化**を図ることができる。
- ・**様々な視点でリスク要因を点検**することができる。